友愛

重点的な対策を望む

青年のための〝青年の家〟を

青年対策に関する要望書提出

政府の青年対策に関する要望書

昭和三十二年二月四日及び二十七日、岸首相が政府の施政の方針を説明されるにあたり特に青年への期待を示されて、その奮起を要望されたことは、私どもの特に注目するところでありました。顧来、政府が青年対策を、諸施策の中に具体化されたことは大いに賛意を表し、歓迎するところであります。

しかしながら、例えば「青年の家」建設計画の実施に関しても次第であります。

「岸総理と青年団体代表との懇談会」は、七月十七日午前十一時より首相官邸で、十五団体の青年代表が参加して開催された。

この懇談会は、岸総理を囲みながら当面の青年運動、青年対策について懇談し、健全な青年活動の前進をはかるのを、その趣旨として開催され本会からは奥田組織部長北川総務部長の両名が出席した。

懇談会は自民党田村青年部長の司会で始められ、福永全国組織委員長挨拶の後、岸総理が立ち『自分が学者になっていたら既に定年退職の年であるが、政治家を志したために未だにその職をうしなっている。幸い若さと健康にめぐまれているので、出来る限り国民の皆さんの意見をきくために、多くの会合に顔を出している。しかし諸君の若さには再び戻ることは無理な注文で、その若さがうらやましい。今日は青年運動のあり方や、実現できるものは出来る限り実現してゆきたい。青年は国の宝であり次代を背負う役割があるだから、今後も健闘されるよう願って止まない。』

と以上の要旨のような挨拶があり各青年団体代表からの意見が開陳された。本会からは奥田組織部長が代表で別項の「青年対策に関する要望書」の趣旨について説明し、これに対し、岸総理より「青年の家」は早急に実現をはかり、青年団体の意向を反映する。松野総務長官より、「中央青少年問題協議会」に青年代表の参加を考慮する。福永組織委員長より、東南アジアへの青年派遣は本年も既に具体的な準備をすすめている。田村青年部長から、総理を囲む会は年二回以上の実現をはかりたいと、それぞれ回答がなされた。

その後昼食に移り、最後に本会の北川総務部長が、岸総理に今後実現できるものは出来る限り実言葉を述べ懇談会を終了した。

青年団体の代表が出席

岸総理を囲む懇談会

一、青年団体の「青年の家」建設運動に協力を要請する件

私どもの会は、昭和三十二年一月別添資料のごとき「青年と学生のための友愛山荘」建設計画を発表、以来今日まで全国二百余の支部組織をあげてその達成に努力してまいりました。すでに長野県軽井沢に連続「四ヵ年友愛山荘」を開設して、一般に開放してきたほか、広島県尾道においては地元募金を元手に各青年代表者の列席をえて着工式を挙行し、さらに長崎、小豆島軽井沢（旧山荘とは別に建設する）においても二つの建設となっております。

しかしながらかかる運動は、ドイツをはじめ諸外国の例にみられる如く、政府と青年団体が一体となって遂行するのでないかぎり、その達成のうは遠かに遠いことを痛感するのであります。

私どもは、この運動の経験にかんがみ、次の諸点について、御理解ある措置を要望いたしたいのであります。

❶政府の「青年の家」建設計画の速やかなる実施

❷政府と関係民間団体との協力体制の整備

・中央に「青年の家」建設に関する政府及び民間団体を加えた連絡機関を設置する。

・地方においても、中央と同様な機関を設置する。

・この連絡を展開している民間団体に対して、助成の道を開く。

・建設後の運営と管理にあたっても前項の機関を存続し、青年の意向を反映させる。

出席十五団体名

岸総理を囲む青年団体代表との懇談会に出席した団体は次の通りである。

× × ×

日青協、建青会、日本青年連盟、YMCA、ボーイスカウト、ガールスカウト、農協青年組織協議会（農協青年部）農村青少年クラブ（4Hクラブ）BBS連盟、ユースホステル協会、日本青年会議所、中政連青年部、国際青協、日本労働学会、青少年協議会、友愛青年同志会。

二、青年に関係ある政府諸機関への青年代表の参加を要請する件

政府の青年対策に関し私どもは青年の立場から、出来得る限り協力を惜しまないのでありますが、青年を除いた青年問題の討議は意義がうすいと思われるのであります。かゝる意味において青年に特に関係の深い「中央青少年問題協議会」等内閣の諮問諸機関及び各諮問機関に青年代表参加の道を開かれるよう強く要望する次第であります。

三、青年団体の国際交流の促進を要請する件

昨年秋、政府が試みられた「東南アジア訪問日本青年代表団」の派遣は、私どもの念願としている「国際間における友愛関係の促進」に多大の成果をもたらすものとして、大いに歓迎するところでありました。幸いその成果の一つとして、今春マラヤ青年代表の訪日をみることができ、相互の親睦を深め合えたことは記憶に新たなところであります。

国際間における友愛関係の樹立には、多年の積月を要することであり、青年はその使命の担い手であると信じます。政府が今後もつき続き、青年の国際交流の促進に尽力せられるよう要請する次第であります。

四、「首相を囲む青年団体との懇談会」の継続的開催を要請する件

全国的組織の青年団体と一国の首相が継続的に懇談会を持つことは、今日非常に大きな意義をもつものと考えます。私どもは首相が四季に各一度かゝる会合を催されることを要望いたします。

（懇談会の席上で青年の要望に答える岸首相）

具体策の立案に着手

政府青少年対策を再検討

政府の青少年対策は、現在の行政機構や予算措置から、いろいろと困難な問題があり思うようにゆかないのが現状である。

今回の岸首相と直接青年団体の代表が会見し、青年の要望を聞く機会を持ったことなどは、現状打開に対する岸首相をはじめ関係当局の積極的意欲がうかがわれ、われわれとしても大いに意を強くしたところであった。

特にこれを機会に青年局の設置や中央青少年問題協議会の拡充が真剣に討議されているようである。

まず青年局設置の構想として、現在各省間にまたがっている青少年行政事務の一本化をはかるため総理府直属の「青年局」を新設して行政権を持った強力な機関にしようとするのである。

中央青少年問題協議会が設置されたとき、各省間にまたがる所管事項をそのままにして、ただ連絡協議するにとゞめたために、設置の趣旨がいかされていないことを思うと、やはり強力な機関が必要となってくるのである。

こゝで問題となってくるのは、青少年局と中央青少年問題協議会の関係である。中青協の拡充強化は今回の懇談会の席上本会をはじめ各団体から意見が出されているのでその意向をくんだ具体策を練っている。

まず委員に青年代表を入れることを望ましく、政府関係当局者、学識経験者、青年団体代表者の三つの専門委員会を設け、それぞれ定期的に会合を開き、総合的問題については合同会議を開くようになるもようである。

WAYについて

WAY（World Assembly of Youth＝世界青年会議）はWFDY（世界民主青年連盟）とともに世界の青年組織を二分する国際的な団体でWAYが西欧諸国の青年団体が中心となっているのに反しWFDYは、東欧諸国の青年団体を中心に構成されている。（但しこの組織には西欧諸国の中でも一部の団体が参加している）WAYは、一九四九年六月ベルギーのブラッセルの会議で発足することになり、その後西欧諸国の青年団体のほとんどが加盟するようになった。わが国でも日協が正式に加盟している。

WAYの目的とするところは各国の全国的青年団体を通じて青少年の要求を高に満足しめ青少年の責任を果すために活性する今回の総会でも「青年と新しい力新しい理念の進歩」を主題として社会、経済、政治、文化の全般にわたって次のようなテーマで討議されることになっている。

一、社会問題

（イ）高度の工業社会における技術上の変化（ロ）後進国地域における変化（ハ）植民地問の問題

二、経済問題

（イ）産業革命と青年（ロ）農村青年（ハ）青年サラリーマンと知識労働者

三、政治問題

（イ）非自治国（ロ）新独立国（ハ）独立国における民主主義の現状

四、文化教育問題

（イ）国民文化と国際主義（ロ）市民としての訓練（ハ）基礎教育

第二回WAY総会開く

アジア青年会議

開催協力を呼びかける

第二回WAY総会（八月二日より十四日までインド、ニューデリーで開催）には日本からも日青協の佐々木会長が代表として出席するが、これを機会に懸案の「アジア青年会議」開催問題を各国代表と話し合うことを考え、代表出発を前に国内の青年団体の意向を調整するため、七月三十一日後二時より東京・日本青年館において日本青年団協議会、日本健青会、全国青年婦人会議、全労青年婦人対策協議会、友愛青年同志会の各代表が集り、懇談会を開いた。

同懇談会では具体的な問題の話し合いにはいらず、各団体の構想を述べるにとゞめ、佐々木氏の帰国後再度懇談会を開くことにして会を閉じた。

全農研結成へ

＝農事研究会の全国組織＝

4Hクラブ、生活改善クラブとともに農村青年の団体として営農改善に大きな力となっている農業研究会は、今まで各地域ごとに組織をもち、横の連絡が不充分であったので、昨年来、全国組織確立の声が起っていた。

二月におこなわれた第一回懇談会には十四県の代表が集り全国組織確立について意見交換がなされており、去る七月二十三日には、農林省をはじめ全国改良普及職員協議会や4H協会のつき入りて、第二回懇談会を開き前回の懇談会で話し合った全国組織確立について、その性格、事業内容等の具体的問題まで話し合い、今秋開く代表者会議に向けらかの結論をだすことにした。

いずれにしろ団体代表者は勿論、関係当局も全国組織の必要性を認めているので、近く結成されることは確実とみられている。

〝沖縄へ国旗を送る会〟参加を決定

「沖縄へ国旗を送る会」は去る七月十七日第二回発起人会で正式に発足することになった。

本会では、それより先七月十四日の常任幹事会で、同会を政治関与の具に供しないという確認のもとに原則的に参加することを決定しているので発起人会に奥田組織部長が出席、本会の態度を説明したところ、各団体もこれを了承、本会も正式に参加することになったものである。

なお運動大綱案に示されていた案をとることになり、具体的問題については、各団体代表による世話人会を開いて決めることになっている。本会代表の世話人は川手地方対策部長が決まった。

自言

▽去る七月三十一日中央青少年問題協議会は「青少年に関する世論調査」の結果を発表した。この世論調査は昨年十二月内閣調査室に依頼して十七才から二十四才までの男女三千人を抽出して面接調査されたもので❶青少年のモラル❷青少年の不安と希望❸社会教育及び職業教育の三項目についてそれぞれ回答が寄せられている。

▽まず青年のモラルについてみると親に対する考え方が批判的な点がめだち、友達については会話問題をはっきりさせて折くと割切った回答を九〇%の人がおこなっていることも見逃せない。また愛国心について無回答が多かったことは、他の問題について批判的であろうがはっきりと回答していることを思い合せる時、戦後いかに「愛国」という言葉がタブーとなっていたかがうかがい知れる。△なにしろ愛国心の定義などはおそわりもしないし、話し合ったこともないのであるから、いくら積極派が多い青少年でも答えられないのがあたりまえである。この回答をみて作家の曽野綾子氏は驚くべき現象といっている。彼等とあまりかわらない世代の人であれば、曽野氏の気持がわからないでもない。

▽しかし良く考えてみると、何んだかんだといってみたところで、現状では、われわれは日本国民気質であり、おいおれと腰を移すわけにもいかないのである。それでも現実は愛国心について無関心であることを示しているのは、寂しくていいのか、悲しむべき現象なのか、これこそ簡単に割り切れない問題である。

▽愛国心と関連して「日本人が国際的な賞を受けたり国際試合で勝ったとき」という具体的な問いに対しては八%が非常にうれしいと答えているそうである。これをみても消極的な国家意識じゃんと持っていることがわかる。国家意識があるから愛国心と開きなおられる答えられないのであるこの質問をもった愛国心をもった人達に、具体的な問題をぶつけてみるならば、これほど多くしいものはない。積極的な愛国心の依旨を知っていただけに、今回の世論調査の結果をみて大いに考えさせられた。

発行所 友愛青年同志会
東京都文京区大塚3の10 電話文京（94）2801
編集兼発行人 川辺昇
定価 1部10円

入会申込は直接本部までハガキで一報下さい
東京都文京区音羽町七ノ一〇
友愛青年同志会

深夜喫茶の取締

青少年犯罪の激増により、その不良化防止及び保護育成対策が急速に高まってきたおりから、特に深夜喫茶取締問題がクローズ・アップされたことは、これが悪の温床になっているのであるから当然といえる。しかし取締強化を叫びながら憲法に規定する営業の自由を害するものだとか、現行法規ではどうにもならないとか、理屈にならないような理屈を並べてみたり、条例を作ってみれば、業者を罰するのではなく、保護者を罰するようなものであったりして、何か割り切れない感じがする。そこで現在この問題に関係ある法規をとりあげることにした。

取締は違憲か

深夜喫茶がこれ程までに問題にされながら、増加の一途をたどっていることには、やはりそれだけの理由があった。それは法の盲点をついているからである。

憲法第二十二条はたしかに職業選択、つまり営業の自由を保障している。但し「公共の福祉に反しない限り」であって野放しの自由なことはありえない。野放しの自由であれば、風俗営業取締法など作れるわけがなく、先般の売春防止法なども違憲になってしまう。しかしこの種の法律が違憲にされたことはなく、風俗営業取締法にもとずく各都道府県の条例でさえも、裁判所ではっきりと違憲でないと判決をしている。

そこで、深夜喫茶の取締についてなぜ一部ではあるが、違憲論が起こってきたのだろうか。

関係当局の単純な違憲論とともに法律を考えるあまり、あまりにも法律に忠実な取締官局（都合によって拡大解釈をする場合がしばしばみられるのだが）の態度も大いに影響している。従来喫茶店というものに対する考え方は風俗営業に入らず、むしろ一般の憩の場所として考えられていた。

法律もその点を緩和して取締の対象からはずしている。法律がふれていないのは、考え方によっては国が公認したことを意味するので条例などで取締るのは違憲だとする意見もでてくるのである。この言葉をついた薬害の頭の良さが深夜喫茶を生みだしたともいえる。

尊守されない現行条例

「風俗営業」とは、別掲の風俗営業取締法（抄）により、公安委員会（都道府県公安委員会をいう。以下同じ）の許可を受けなければならない営業をいう。

一、待合、料理店、カフエーその他客席で客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業。

二、キャバレー、ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業。

三、玉突場、まあじゃん屋その他設備を設けて客に射幸心をそそる営業。

第二条（営業の許可）前条の営業をしようとする者は、当該都道府県の公安委員会の許可を受けなければならない。

第三条（条例の制定）都道府県は条例により風俗営業における営業の場所、営業時間及び営業の構造設備等について、善良の風俗を害するおそれがあるときは、営業の許可を取消し、若しくは営業の停止を命じ又は善良の風俗を害する行為を防止するために必要な制限を定めることができる。

第四条（行政処分）公安委員会は風俗営業を営む者（以下営業者という。）又はその代理人、使用人その他従業者が、この法律又はこの法律に基く都道府県の条例の実施について必要があるときは、風俗営業の営業所に立入ることができる。

（一項省略）

第五条（罰則）第二条第一項の規定に違反し、又は第四条の規定による公安委員会の処分に違反した者は、これを三月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

2、第三条の規定に違反して都道府県の条例に違反した者は、これを二千円以下の罰金に処する。

第六条（法人の代表者）法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同条の罰金刑を科する。

立法処置を

今回東京都でつくった青少年保護条例が制定された。

条例は、一応都議会側が①条例案はオサシで問題が多い②八月一日に深夜喫茶取締の立法化が関係者間に要望して、これを期日までに立法化までは現行のままでよいとする附則を③立法化までは現行のままでよいとする附則を④立法化までは現行のままでよいとする附則を

勤労青少年 育成機関の現状

（其の二） 経営伝習農場

経営伝習農場は、将来自営農民になる農村青少年男女に対して、農業経営ならびに生活について実地教育を行い、新時代の日本農業を担う人材を育成することを目的としている。沿革的には、この施設の前身は修練農場といい、昭和初期の農村不況のあと、農村の経済更正の中心となる問題に取り組む農村の中堅人物養成機関として発足した施設であり、終戦後は、社会情勢の混乱などにより、教育内容は一方において生産的、また実践的であったが、他方において農業経営の中核をなす課程も生産実習課程と生産実習課程を中心とし、これに学科課程と生産実習課程を配して総合的に編成されている。そして、これらの課程に割り当てるべき時間の総計は男子の場合生産実習課程六五%、学科課程二五%、農場4Hクラブ活動一〇%とされ、正規の時間割以外のいろいろの時間を生活指導課程に当てることとしている。

深夜喫茶条例による取締を強化すればよいが、なぜ憲法の理由をもつ者はないが、農業改良普及員や家畜人工受精士の資格を持つ者が多い。

施設の性格上、教師の勤務形態・勤務時間が多い。それは、全寮制による生活指導、作物、家畜の手入れなどほとんど休日もなくまた一日の勤務時間もきわめて長くなっていることによるのであって、勤務態様がかなり過重になっていると思われる。

生産実習課程の内容は、測量・土地改良・作物・園芸・畜産・林業・農業工作・農機具使用などの部門に大別され、かつそれぞれの部門では各地域の特殊性に応じたものを行っている。学科課程は農業専門課程・農業概説・畜産・林業・農業工作・農業経営など）・教養課程（社会・国語・数学など）からなっている。生産実習課程と学科課程との時間割については、農繁期と農閑期、あるいは夏と冬とでは当然異なっているが、学科は午前中に二時間、生産実習は午前・午後を通じて六～七時間行う例が多い。

経営伝習農場の一つの大きな特色は生活教育を重視する点にある。この点からも、その教師はそれぞれ専門的技能の所有者であるが、常に研究的態度をもって教育に当ると同時に、農村青少年のよき理解者として、青少年とともに学び、働き、遊ぶ者たる待ち、人格上のよい感化を及ぼしうる人材であることが要求される。教師の中には、正規の学校の教員資格をもつ者はもちろんのこと、農業改良普及員や家畜人工受精士の資格を持つ者が多い。

本会は必要に応じ、地域別または学級別に支部を設けることができる。支部に関する細則は別に定める。

友愛青年同志会会則（抄）

第一章　総　則

第一条　本会は友愛青年同志会と称する。

第二条　本会は本部を東京都に置く。

第二章　目的及び事業

第三条　本会は友愛精神を基調として青年の団結を図り、政治・経済・社会および文化の全面に亘って公正なる識見を涵養するとともに、青年の学識および社会活動を通じて共助共存の実を挙げ健全明朗なる民主社会の実現と自主独立の文化国家の建設に挺身することを目的とする。

第四条　本会は前条の目的達成のため左の事業を行う。

友愛精神および民主思想の啓発思想防衛と自覚体制の強化に生産増強ならびに生活についての実地教育を行い、新時代の日本農業を担う農村青少年男女に対して、農業経営ならびに生活についての実地訓練および農村の中堅人物養成機関として発足した経営伝習農場の概要

第三章　会　員

第五条　本会の趣旨に賛同し会則を守る男女青年をもって会員とする。新しい入会者は定められた入会申込書に所定の事項を記入の上入会金及び会費をそえて居住地の支部に申込むものとする。

第四章　役員及び機関

第一節　役　員

第九条　本会の役員は、会長一名、副会長一名、常任幹事（経理一名を含む）及び幹事若干名、事務局長一名、監査二名、統制委員若干名とし大会において選出する。

第二節　機関及び機構

第十三条　本会に大会、常任幹事会、幹事会を置く。

第五章　組　織

第一節　支　部

第二十二条　組織の基本を支部とし、同一市区町村及び学校を単位として、会員二十名以上をもって機成する。これにみたない場合は班又は地区と称する。

第二節　支部連合会

第二十四条　同一都道府県内に二個以上の支部がある時は、支部連合会を組織する。

第六章　会　計

第二十六条　会費は会員一名年額二百円とし二期（四月・九月）にわけ支部より本部に納入する。支部費は支部が定める。

取締法（抄）

法令又は同条の規定に基く都道府県の条例に違反する行為をした場合において、善良の風俗を害するおそれがあるときは、営業の許可を取消し、若しくは営業の停止を命じ又は善良の風俗を害する行為を防止するために必要な制限を定めることができる。

第四条（行政処分）公安委員会は風俗営業を営む者（以下営業者という。）又はその代理人、使用人その他従業者が、この法律又はこの法律に基く都道府県の条例の実施について必要があるときは、風俗営業の営業所に立入ることができる。

第五条（罰則）第二条第一項の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

2、第三条の規定に違反して都道府県の条例に違反した者は、これを二千円以下の罰金に処する。

第六条（法人の代表者）法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同条の罰金刑を科する。

説論

中東動乱を戦争の口火にするな

今度の中東の事件程、緊迫した空気につつまれ、大きな戦争にいつ発展するかを憂慮させたものはなかった。

今後、中東の問題の解決がどうなるかは予断を許さないが、ひとまずは大戦に突入する危機だけはさけられたようだ。その経過をふりかえってみると七月十四日イラク革命が達成され、共和国の樹立が宣言された。

翌十五日米国はレバノンに海兵隊を上陸させ、ついでヨルダンに英国が落下傘部隊を降下させた。

十五日から国連の緊急安全保障理事会が開かれ、ソ連決議案は、米英の中東派兵は軍事干渉であるからと同軍の即時撤兵を主張した。米決議案としてレバノンの安全をうるために派兵をした事をやめるために国連緊急軍の派遣を求め、スエーデン決議案としては、イラク革命以来の約一ヵ月間は緊張の連続であった。しかし中東の動乱のきっかけとなったイラクは、革命後新政府を樹立し、各国が続々と新政権を承認し、ついには米・英両国も承認したのでそのために大戦の危機は一応さけられた。

事会で否決され、続いて日本決議案が国連監査団を強化して米軍のレバノン撤兵を計れと提唱したが二十二日ソ連の拒否権で否決された。

七月十九日フルシチョフ連首相は五ヵ国首脳会談を提案、二十二日マクミラン英首相は各国首脳が国連に出席した国連首脳会談を提唱、この線でまとまるかに見えたが、各国の自国を有利な立場に展開しようとする駆引のため難航、八月五日ソ連は、国連緊急総会の招集を要求、同時に中共の国連席上の回復を強く主張した。

八月六日米・英はソ連の国連緊急総会提案を受諾、この問題を討議するため安全保障理事会は八日午後三時（日本時間八日午前四時）に開かれる運びとなった。

しかし三案とも十九日の安全保障理事会で否決され、続いて日本決議案が国連監査団を強化して米軍のレバノン撤兵を計れと提唱したが二十二日ソ連の拒否権で否決された。

七月十九日フルシチョフ連首相は五ヵ国首脳会談を提案、二十二日マクミラン英首相は各国首脳が国連に出席した国連首脳会談を提唱、この線でまとまるかに見えたが、各国の自国を有利な立場に展開しようとする駆引のため難航、八月五日ソ連は、国連緊急総会の招集を要求、同時に中共の国連席上の回復を強く主張した。

八月六日米・英はソ連の国連緊急総会提案を受諾、この問題を討議するため安全保障理事会は八日午後三時（日本時間八日午前四時）に開かれる運びとなった。

イラク革命以来の約一ヵ月間は緊張の連続であった。しかし中東の動乱のきっかけとなったイラクは、革命後新政府を樹立し、各国が続々と新政権を承認し、ついには米・英両国も承認したのでそのために大戦の危機は一応さけられた。

今後の方向は、国連緊急総会における討議の如何によって、解決の道が開かれ、中東の動乱の収拾が果されるので国連にとっては、国連の使命をかけた大きな試練となろう。

第二次世界大戦後ちも戦争はないと期待されたにもかかわらず、戦争・動乱があいついでいる中東の動乱にあたっては、中東の動乱そのものよりも、これをめぐる米・ソ二大陣営の争いに焦点がしぼられた感があった。

例えば、ソ連はハンガリアの問題、ナジ処刑の際、世界の批難の中に知らぬ顔で済ましたのに、米・英の派兵問題には鋭く追求するなどの身勝手さ、首脳会議を提唱しながら、中共との北京会議の直後に、にわかに政策転換を行うなど明らかに、こうした機会を利用して共産陣営を強化しようとする態度が見えすいている。

米国側も、首脳会談に対して、細かい理由をつけては引き伸しを策するなど甚だあいまいな態度である。

動乱の収拾にあたっては、中東の発展・平和を考え、中東自身の意向をとりいれなければ意味がない。

なかでも、動乱の中心であったイラク・ヨルダン・レバノンの意見を発表させ、これをとりまく中東諸国の意見を尊重すべきである。

中東の危機を首脳会談のみで解決をはかるとも、勢い大国間の宣伝合戦に終始し、大国の利害を中心とした取引や妥協に終ることが多い。

こうした点から、中東問題を、大国間の政争の具にさせず、関係国の正しい解決のために当事国、近接諸国の意見を十分にとりいれ、実質的な討議を行い、国連本来の精神を回復するためにも、緊急総会において収拾のめやすをつけるべきである。

にあたらないとする考え方で、その解釈の上に立ってできたのが、中途半端な東京都の「喫茶店営業等の深夜営業取締に関する条例」である。

この条例は深夜喫茶の悪業をみるにみかねてつくられたもので、対象を風俗営業からはずされている喫茶店、サロン、バー、レストラン等で午後十一時以降営業するものとしている。

構造および設備の基準は「客席には見通しを妨げるような設備を設けず、椅子全体の高さは床上八〇㌢以下とする。照明については食品衛生法施行規則改正により十ルクスを最低とするよう改正されたので規定より除外」として、尊守事項として次の各項をあげている。

①営業所内に十八才未満の者を客として出入させないこと。

②七～四平方㍍（四畳半）未満の客室を客に使用させないこと。

③客室を遊泊させないこと。

④押入のある客室を使用させないこと。

⑤客引をし、またはさせないこと。

⑥客を宿泊させないこと。

⑦寝具または類似のものを客に便用させないこと。

⑧ダンス、ショーその他これに類する行為をし、またはさせないこと。

そのほか届出および立入調査について規定してあるが、風俗営業のように許可制でなく届出制をとっているのみである。

これでは大した効果があがらないので、事前届出をおこなったり、照明などに至ってはばんだが不適格である）世論も湧き、東京都ではあらたに青少年保護条例案を

業取締法に規定されている通り、待合、料理店、カフェー、キャバレー、ダンスホール、玉突場、マージャン屋、パチンコ屋などがあげられ、すべて営業は許可制になっている。またこれらの営業については都道府県が条例をもって、営業の場所、営業時間、営業所の設備構造等について必要な制限ができるようになっている。

しかしこの法律ではカフェーやキャバレーについて「客席で客の接待をして客に遊興または飲食をさせる営業」と規定しており、この意味から深夜喫茶店であっても喫茶店に限るのだから、これ

公安委員会（都道府県公安委員会をいう。以下同じ）の許可を受けなければならない。

第三条（条例の制定）都道府県は条例により風俗営業における営業の場所、営業時間及び営業の構造設備等について、善良の風俗を害するおそれがあるときは、営業の許可を取消し、若しくは営業の停止を命じ又は善良の風俗を害する行為を防止するために必要な制限を定めることができる。

第四条（行政処分）公安委員会は風俗営業を営む者（以下営業者という。）又はその代理人、使用人その他従業者が、この法律又はこの法律に基く都道府県の条例の実施について必要があるときは、風俗営業の営業所に立入ることができる。

（一項省略）

第五条（罰則）第二条第一項の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

2、第三条の規定に違反して都道府県の条例に違反した者は、これを二千円以下の罰金に処する。

第六条（法人の代表者）法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同条の罰金刑を科する。

風俗営業取締法（抄）

法令又は同条の規定に基く都道府県の条例に違反する行為をした場合において、善良の風俗を害するおそれがあるときは、営業の許可を取消し、若しくは営業の停止を命じ又は善良の風俗を害する行為を防止するために必要な制限を定めることができる。

第四条（行政処分）公安委員会は風俗営業を営む者（以下営業者という。）又はその代理人、使用人その他従業者が、この法律又はこの法律に基く都道府県の条例の実施について必要があるときは、風俗営業の営業所に立入ることができる。

（一項省略）

第五条（罰則）第二条第一項の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

2、第三条の規定に違反して都道府県の条例に違反した者は、これを二千円以下の罰金に処する。

第六条（法人の代表者）法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同条の罰金刑を科する。

友愛山荘のために（六）

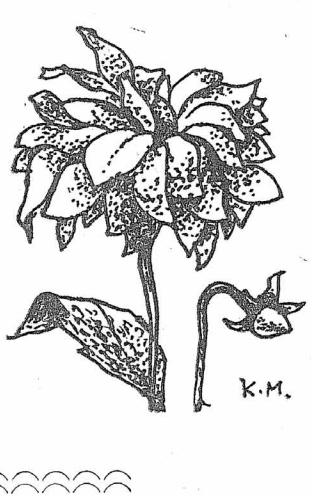

——深津栄一

私にもしお金の心配をせずにお前の思う通りに山荘を造ってよいといったら、私は、スイスでの一月余りの滞在中で、最も長く過した、この山荘を胸にえがくであろう。そして、それが実現したらそこでこんな生活をしたらと思う。今月は、その私の「夢」を語りたい。

スイスの山荘

仲間

私は、一昨年の夏スイスのローザンヌから汽車で三十分のアイウというところにある、その「山荘」で三週間暮した。そこで行われた国際問題のセミナーに出席したからである。セミナーの主題は「国家発展と国際的責任」というものであった。

そこには、世界二十二ヶ国から四十五人の学生や若い研究者や教授達が集っていた。今ここで、そのセミナーでの講義や討議の内容を語ることは、本稿の目的ではないので省略するが、それは私にとって非常に勉強になったセミナーであった。全員が毎日朝六時に起きた。そして七時から十五分間メディテーション（黙想）があり、七時半から朝食、日課は八時半にはじまり、午前は講義、午後は討議が行われた。

この山荘は、三階建で、一階は講堂、食堂、ロビー、事務室、台所、管理人の住居の外に電話室、浴場、洗濯場等があり、二階と三階が寝室になっていた。寝室は五人と六人の部屋で、そんなに等ではないが一応スプリングのきいたベッドにわらぶとんがおかれその上に毛布をとき、袋になったシーツにもぐりこんでその上に毛布をかけて寝た。多くのヨーロッパのユース・ホステルではベッドはほとんど上下二段の鉄製のものであるのに、そこでは木製で、わらぶとんはやわらかでとても清潔だった。

総勢合わせても五十人に足りないそのセミナーでは、その山荘の収容能力（百名は充分と思われる）に比して少数であったので、私の室は三人で六人の室を占領していた。ルーム・メイトは、ロンドン大学で研究しているフィリピンのヘクター君と、オランダで勉強して帰途そのセミナーに出たインドのマルワハ君であった。

私達は、毎晩、二人並んでベッドに入ってからいろいろな話をした。話すことは、いつも、その日の話題、つまり国際問題からはじまって、議論が白熱してくると三人共、ベッドの上に起き上り、坐りなおして、彼女かの一時、二時ごろまで話しこむこともあった。話題は、やがて、それぞれの国のことになり、故郷の話になり、家族の話にもなった。ヘクター君は独身であったが、マルワハ君と私は、もう既に独身者の自由を喪失にして流し、最後の流してゆすいだ。洗った食器は、きれいな布でふいて食器棚に並べた。布はいつも洗たく鍋の底棚にかけられていた。

インドから来たある学生が、はじめどうしてもこの食事当番の仕事に加わらなかった。聞いてみると、自分はそういうことをしたことがないというのであった。更に聞きただしてやっと彼が「尊い身分」（おそらく僧侶のカースト出であったかもしれない）の出であって、そういうことをするのは身分のいやしい者のすることであると考えていることが分った。そこで皆集って説得がはじまった。身分関係の不合理を説く者や労働の尊さを語る学生がいた。生まれてから一度も皿洗いをしたことのない彼に対して、その説得の努力は一晩かかった。そして遂に彼は翌朝から当番に出た。

皿洗い

その山荘で、料理を造るのには感心させられた。食事の準備つまり皿を出したり料理をはこんだりするのは全部セミナー参加者の仕事であった。食事のあとかたづけも全部私達がした。三週間の間に、食事当番は四回まわってきた。その日は、朝六時の起床のかねがなるとすぐ台所に行った。そして皿やパンやコーヒーやバターやミルクを、そして果物の皿などを運び食堂の机に並べた。

食器は模様のない真白な、そして厚く丈夫に造られていたからなかなか重かった。そして食事が終ると、配膳用の車に汚れた食器をのせて台所の流しで洗った。当番は女子二人に男子が三人になっていた。流しは三つあって、そのどれにも蛇口が二つ付き、あつい湯があつでもほとばしり出た。最初の流しで汚れた皿を入れ、湯を入れ、洗剤を流しこんでしばらくおき、二番目の流しに移り同じようにすすいで乾燥棚に並べる。積極派は六四%。

アルプスの白雪

その山荘は、ブイドウの駅から歩いて一時間近くかかった。その間にバスも電車も何もなかった。町に出ても、農家ばかりで、喫茶店が一軒あるきりであった。その喫茶店に行くには約四十分はかかったから、よほどの元気者でない限り行く者はなかった。だから二週間は完全にその山荘に「かんづめ」であった。夕食後は、セミナーの主題と関係のない、文学や芸術、スイスの歴史や地理についての話や、スイスのおどりや音楽があった。予定のない夜は、講堂の机やいすをどけて、皆でユーラスや、ダンスをおどったりして過した。それぞれの国の歌やおどりをお互に紹介し合ったりした。私も皆に求められて「さくらさくら」や「荒城の月」を歌った。講師にはスタンウエイのピアノがあった。そして、ドイツから来た女の子とアメリカから来た女の子とメリカから来た女の子とアメリカから来た女の子とアメリカから来た女の子とア

本会の組織拡大は全国にわたって休みなく続けられている。中央からのオルグ派遣とあいまって上京する会員もめだってきた。特に最近では、既成の地域青年団体が本会へ結集する動きもあり、全国的な統一組織の強みを着々と発揮してきた。

―福岡県三井郡― 青年団幹部が結集

福岡県三井郡北野町青年団長井上隆義君を団長として上京、本部を訪ね鳩山会長をはじめ本部役員と懇談、具体的な打ち合せをおこなった。同君等は帰宅後たちに各方面と連絡をとり、七月二十二日ます北野町の青年有志の懇談会を同町かまや旅館で開き、その席上北野町支部設立準備委員会を発足させた。委員長には先に上京した北野町青年団長井上隆義君が就任することになり、北野町を中心に三井郡下全青年の結集を呼びかけ現在までに約二百名の結集見込がついたので、来る八月十八日には支援運動の世話人会を開くことにしている。

なお今度の盛り上りを期すため北福岡地方に多い既成の支部と連携して機関紙の福岡県版発行の準備も着々と進めている。そのほか移動文化映画班の協力を得て巡回映画会の開催や、同地方の映画館に青年割引を実施させる交渉をはじめるなど、関係方面の積極的協力とあいまって、今後の飛躍的発展が期待される。

強い連合体へ
＝岡山県連総会＝

昨年九月初の県連結成のおこなった岡山県では、第二回県連総会を八月十日午前十時より岡山県児島市通生「通仙園保養舎」において開催する。

今回の総会は、昨年度の県連としての活動を反省し、より強力な連合体としての機能を発揮する体制を整える話合いがおこなわれる。

百名を目標
支部結成まで
―三重県上野市―

既報の通り三重県上野市では、来村公志会を中心として支援の紹介で久保栄市にあたっていたが、七月二十七日本部奥田組織部長参加のもとに、支部結成準備会を午後六時より同市市政館集会所で開催した。

同準備会の参加者は十五名を数え市の周辺伊賀部からも二名の代表がつめに奥田組織部長から友愛思想との網かがあり、早速協議に入り、結成大会を八月二十四日に挙行、後は一般市民を対象とした記念講演会を開催することになった。また支部規約案、支部会費、支部活動についても意見がでたが、詳細は次回の会合で決定することになった。会員は百名程度になる見込。

茨城県下の組織拡大
―森田君来訪―

茨城県相馬・利根両郡下にわたる本会組織拡大と、地域青年団体組織との関係について、打ち合わせため、森田明君（茨城進友会副会長）が七月二十八日本部に来訪した。森田君等はかねてより本会の組織を茨城県下に拡大させようと各種青年団体を通じて努力していたものである。同君の上京を契機として今後具体的に支部結成のはこびとなるところが多くなる見込みで、現地での準備が整い次第まず本部員を派遣して地固めをすることになっている。

早川君（早大）

郷里で活躍
―福島県若松市―

早稲田大学に在学中の早川広中君は、郷里の福島県会津若松市を中心に本会組織を拡げようと夏期休暇に入る前後より、支部と連絡をとり、ルートを作った経験もあり、現在もつつ現地の青年有志とよびかけまして定期的な催しをおこなっている。同君は今までに青年のサークルを中心に積極的に卓球大会を開催したり、また野球大会を開催したりして青年の結集に努力している。

軽井沢で演奏会
日大吹奏楽団

日本大学　吹奏楽団（指揮　神宮司弘）は軽井沢同大学寮で合宿練習中であったが、七月七日午前十時より鳩山一郎会長夫妻に感謝する演奏会を軽井沢鳩山別荘で開催。同吹奏楽団は、昭和三十一年夏軽井沢友愛山荘で合宿練習を行ったことがあり、当時は部員も少なかったが、現在では四十名を越す大所帯となった。

そこで当時を回想しながら、発展の礎になった友愛山荘への感謝の気持から演奏会開催の運びとなったものである。

曲目は、海兵隊（米）スペアミント（仏）双頭の鷲（独）軍艦マーチ（仏）双頭の鷲、国民の象徴、富神、日大校歌の七曲を演奏した。

当日は鳩山会長夫妻を囲んで、御係さん、友愛山荘に宿泊中の青年近隣の別荘の人々等、多数つめかけ、鳩山会長も非常に喜ばれ、楽しい雰囲気に終始した。

―鳩山会長を囲む池田君（右）と井上君（左）―

積極的な政治活動を
地方の意向たずさえ上京
―重野・井上（京都）両君―

一昨年の大会で政治学習の強化方針が打ち出されて以来、本会の政治問題に対する発言も活発になり着々とその成果をあげている。

特に本年度の大会においては、組織拡大方針の中にこの政治学習強化を一層具体的にするための会の代表を議会（中央・地方）に進出させるべきであると決議されている。

しかし具体的な問題になるといろいろな障害が多く、政治意識の高いる支部でも、その打開策に苦慮しているのが現状である。

政治団体でない本会が政治的活動を展開する場合の限界、政党との関係、選挙に対する具体的対策等まだまだ調整・解決しなければならない問題は多い。

今回上京した京都地区の重野誠男、井上治両君もこの問題について、常に苦しんでいた。七月二十五日開催した青年団常任幹事会には重野、井上両君ともオブザーバーとして出席、具体的問題として来年の地方選挙に対する京都地区としてとる態度を説明し、各人了解が得られるならば、本部としても地方選挙対策を強力に推進したい二、各常任幹事の意向をただした。これに対し本部では、政治学習強化を中心とした政治問題全般に対する一般会員の意向を通じて、たしかに意欲はうかがえる感になってきた。今後これをいかに調整し発展させるかを研究・指導するため同地区の構想を示し本部の意向を打診していった。七月二十五日開催した第六回常任幹事会には重野、井上両君ともオブザーバーとして出席し、具体的問題として来年の地方選挙に対する京都地区としてとる態度を説明し、各人了解が得られるならば、本部としても地方選挙対策を強力に推進したい二、各常任幹事の意向をただした。これに対し本部では、政治学習強化をおさめ完成を目前にしている。この地域連絡会議の席上、青少年保護育成条例（案）の説明をおこなった。

青少年保護育成条例（案）
―東京都―

第一条（目的）この条例は、青少年の福祉を害するおそれのある行為を防止し、その健全な保護育成を図ることを目的とする。

第二条（用語の意義）この条例において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第三条（行為の禁止）①青少年は、深夜において、喫茶店等に客として立ち入り、または営業所に客として立ち入ってはならない。②何人も深夜において青少年を喫茶店などに客として立ち入らせてはならない。③何人も青少年を営業所に客として立ち入らせてはならない。

第四条（保護者への通告）関係公務員は、深夜において喫茶店などに客として立ち入りまたは営業所に客として立ち入った青少年を発見した場合は、その保護者に対しすみやかに通告し、その引取を求めなければならない。

第五条（保護者の引取義務）保護者は、前条の規定により通告を受け、青少年の引取りを求められたときは、そのすみやかに応じなければならない。

第六条（質問）①関係公務員は、この条例の実施について必要があるときは、喫茶店等、営業所その他関係のある場所に立ち入り、青少年、保護者その他関係人に対し質問することができる。②前項の規定により立ち入りまたは質問を行う関係公務員は、知事の定める証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

第七条（罰則）第三条第二項および第四条の規定に違反した者は、科料に処する。

第八条　第六条第一項の関係公務員の立入を拒み、妨げ若しくは忌避し、または質問に対し答弁せず若しくは偽りの陳述をした者は、科料に処する。

第九条（委任）この条例の施行について必要な事項は、東京都規則で定める。

「付則」この条例は昭和三十三年八月十五日から施行する。

解説
―K.M.―

▽牛乳をめぐる計画達成の昭和三十七年度には、乳牛百二十四万頭、牛乳の量も千四百三十四万八千石に達するようにと見込んでいる。

▽この計画も順調にいってればの話であり、酪農家としても不合理な点が多いのであるが、まだまだ牛乳飲用運動にもなおこなかったのであるが、まだまだ牛乳飲用運動にもなおこなかったのであるが、まだまだ牛乳飲用運動にもなおこなかった